

( 弊社宛返送用 )

株式会社ピーマック・ジャパン宛

## 確 認 書

当社は、貴社から購入する貨物又は提供される技術の安全保障貿易管理について、次の事項を遵守します。

1. 「外国為替令及び輸出貿易管理令」等安全保障貿易関連法規(以下「外為令等」という)、安全保障貿易管理に関する国際合意、国連決議及び武器三原則、及び米国再輸出規制に反しないようにします。
2. 貴社の製品(含む技術)を輸出する場合、外為令等の定めるところに従い、必要な手続きを行います。
3. 用途が大量破壊兵器(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)の設計・製造・使用等に使用される、もしくは使用されるおそれのある場合は、直接的にも間接的にも貨物および技術の輸出は一切行いません。
4. 製品および技術を第三者に販売する場合、第三者に上記各項目の内容を通知します。第三者が違法に輸出するおそれがある場合は販売いたしません。

年 月 日

住所：

社名：

責任者名：

印

( 貴社控用 )

株式会社ピーマック・ジャパン宛

## 確 認 書

当社は、貴社から購入する貨物又は提供される技術の安全保障貿易管理について、次の事項を遵守します。

1. 「外国為替令及び輸出貿易管理令」等安全保障貿易関連法規(以下「外為令等」という)、安全保障貿易管理に関する国際合意、国連決議及び武器三原則、及び米国再輸出規制に反しないようにします。
2. 貴社の製品(含む技術)を輸出する場合、外為令等の定めるところに従い、必要な手続きを行います。
3. 用途が大量破壊兵器(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)の設計・製造・使用等に使用される、もしくは使用されるおそれのある場合は、直接的にも間接的にも貨物および技術の輸出は一切行いません。
4. 製品および技術を第三者に販売する場合、第三者に上記各項目の内容を通知します。第三者が違法に輸出するおそれがある場合は販売いたしません。

年 月 日

住所：

社名：

責任者名：

印